

奈良県告示第百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成二十六年六月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

御所市	御所市一	御所市地 域包括支 援センタ ー	三	御所市七 四一	御所市一 三	平成二十六 年五月二十 一日	変更事項	訪問看護ステーション 等又は居宅介護事業所 若しくは居宅介護支援 事業所	指定訪問看護事業者等 又は居宅介護事業者若 しくは居宅介護支援事 業者	名称	主たる事務 所の所在地
											名称